

お知らせ

令和2年4月1日

お客さま各位

利根郡信用金庫

定期預金・積立定期預金における満期案内郵送の一部終了のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、これまですべての定期預金・積立定期預金に対して「満期・中間利払のお知らせ」を郵送にて行ってまいりましたが、令和2年4月に「SDGs宣言」^{エスディージーズ}を制定し、信用金庫業を通して持続可能な社会の実現に繋げていくという考えのもと、環境保全に取り組んでおり、個人のお客さま宛の定期預金・積立定期預金の「満期・中間利払のお知らせ」の郵送を下記のとおり一部終了させていただきます。

また、これまでと同様に郵送をご希望される方は、窓口にてお申し出くださいますようお願いいたします。

当金庫におきましては、今後も常日頃からご利用いただいているお客さまへのサービスの維持及び向上に一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「満期・中間利払のお知らせ」の郵送を終了するご預金

以下のすべてに該当するご預金

○個人及び個人事業主のお客さま

○自動継続の定期預金、積立定期預金（ただし、①マル優制度をご利用のお客さま※、②中間利払時に現金受取りされるお客さまは、引続きにご郵送いたします。）

※すでにマル優制度をご利用いただいているお客さまで、「ご案内不要」とされている場合はご郵送いたしません。

2. 発送終了開始時期

令和2年7月満期到来分より

3. 「満期・中間利払のお知らせ」以外のご案内

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に係る重要なお知らせは、ご案内等させていただくことがございます。

以上